



建指第 1656 号
令和7年 2月14日

一般社団法人 茨城県建築士会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

擁壁の構造計算に関する取扱いについて（通知）

このことについて、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の施行に伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、この通知は令和7年4月1日より効力を発するものとし、令和7年3月31日をもって平成19年12月7日決裁擁壁の構造計算の取扱いは廃止する。

記

1. 擁壁の審査区分

(1) 擁壁の高さと審査内容

擁壁の高さ	審査内容
0.5m以上1.0m以下	構造図
1.0mを超え2.0m以下	安定計算（必要に応じ部材の応力度の検討を行う）
2.0mを超えるもの	安定計算＋部材の応力度の検討（原則地震時の検討をする）

(2) プレキャスト擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第13条に定める擁壁（以下、「認定擁壁」という。）については設計条件以内であれば、安定計算・部材の応力度の検討を省略できる。

(3) 認定外のプレキャスト擁壁については、安定計算・部材の応力度の検討を必要とする。

2. 安定性の検討

(1) 安全率（宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準（茨城県建築指導課策定）による）

転倒に対する安全率	常時	地震時
	1.5以上	1.0以上
活動に対する安全率	常時	地震時
	1.5以上	1.0以上
支持地盤の支持力	許容応力度を超えないこと	

(2) 地震時の水平震度は、大地震時0.25以上とすること。

(3) 擁壁の設置箇所の実情に応じて、建築物、工作物、積雪等による積載荷重を考慮すること。

3. 部材の検討

設置される擁壁の部材の検討については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用するものとする。

4. 間知石積み擁壁

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令別表第4によるものとする。

5. 擁壁の基礎地盤対策

(1) 地耐力（地盤の許容応力度）

鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値によるものとする。

(2) 軟弱地盤対策

軟弱地盤の分布が予想される箇所で擁壁を設置する場合、あるいは擁壁設置に伴う事前の調査ボーリングの結果から地層に粘土等の存在が明らかになった場合には、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。